

消費税率の引き上げに伴い、上下水道料金が変わります

令和2年1月請求分から新料金となります。

令和元年12月検針分から適用（10月検針以降の使用分から該当となります。）

令和元年10月1日から消費税率が8%から10%に引き上げられるのに伴い、増税分を水道料金・下水道使用料に転嫁します。

①水道料金について

（消費税を含む金額）

水道料金	算定水量	改定前（消費税率8%）	改定後（消費税率10%）
基本料金	1箇月につき 10立方メートルまで	1,347円	1,371円
超過料金	10立方メートルを超える部分 1立方メートルにつき	162円	165円

メーター使用料		改定前（消費税率8%）	改定後（消費税率10%）
1個1箇月につき	内径13ミリメートル	72円	73円
	内径20ミリメートル	124円	126円
	内径25ミリメートル	133円	136円
	内径40ミリメートル	247円	251円
	内径50ミリメートル	1,245円	1,268円

②下水使用料について

（消費税を含む金額）

下記以外の使用者	算定水量	改定前（消費税率8%）	改定後（消費税率10%）
基本料金	1箇月につき 10立方メートルまで	1,814円	1,848円
超過料金	10立方メートルを超える部分 1立方メートルにつき	204円	207円

75歳以上の住民だけで構成される世帯	算定水量	改定前（消費税率8%）	改定後（消費税率10%）
基本料金	1箇月につき 10立方メートルまで	1,728円	1,760円
超過料金	10立方メートルを超える部分 1立方メートルにつき	194円	198円

○『新使用料金早見表（税込み2箇月での使用）』を次のページに掲載しています。

③水道加入分担金について

新たに水道を引く場合や、水道メーターの口径を大きくする場合にお支払いいただく分担金についても、令和元年10月1日以降は新税率適用となります。

＊下水道加入分担金は変更はありません。

●上下水道料金についての問い合わせ先

- ・本庁建設課 Tel 28-1963
- ・加計支所住民生活課 Tel 22-1113
- ・筒賀支所住民生活課 Tel 32-2124